

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則（平成１８年議会規則第２号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（資産等報告書等の訂正） 第１２条 堺市議会議員は、<u>条例第７条第３項の資産等報告書等の訂正をしようとするときは、訂正届（様式第５号）を議長に提出し、訂正の箇所に署名又は押印をするとともに、訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、訂正した箇所は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。</u>	（資産等報告書等の訂正） 第１２条 <u>条例第７条第３項の規定による訂正は、訂正届（様式第５号）によるものとする。</u>

様式第1号（第4条関係）

[illegible]

様式第1号 (第4条関係)

[illegible]

様式第1号（第4条関係）

2. 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	m ²	

注意

1. 共有の場合は、持分率にその持分を記入する。
2. 相続により取得した場合は、持分率にその旨を記入する。

3. 建物

所在	種類	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
		m ²	円	

注意

1. 共有の場合は、持分率にその持分を記入する。
2. 相続により取得した場合は、持分率にその旨を記入する。

様式第1号（第4条関係）

2. 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
	m ²	

注意

1. 共有の場合は、持分率にその持分を記入する。
2. 相続により取得した場合は、持分率にその旨を記入する。

3. 建物

所在	種類	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
		m ²	円	

注意

1. 共有の場合は、持分率にその持分を記入する。
2. 相続により取得した場合は、持分率にその旨を記入する。

様式第1号（第4条関係）

4. 償却資産である不動産（固定資産税の課税標準額が300,000円以上のものに限る。）

資産の名称	固定資産税の 課税標準額	償却

注意

1. 所有の場合は、償却額にその持分を記入する。
2. 相続により取得した場合は、償却額にその旨を記入する。
3. 固定資産税の課税標準額は、償却の区分を記入する。

5. 預金・貯金

(1) 当座及び普通預金・普通貯金（総額が300,000円以上のものに限る。）

預入先	総額

注意 総額は、償却の区分を記入する。

(2) その他の預金・貯金

預入先	種類	金額
		円

注意 種類の欄には、預入先ごとに種類を記入する。

様式第1号（第4条関係）

4. 償却資産である不動産（固定資産税の課税標準額が300,000円以上のものに限る。）

資産の名称	固定資産税の 課税標準額	償却

注意

1. 所有の場合は、償却額にその持分を記入する。
2. 相続により取得した場合は、償却額にその旨を記入する。
3. 固定資産税の課税標準額は、償却の区分を記入する。

5. 預金・貯金

(1) 当座及び普通預金・普通貯金（総額が300,000円以上のものに限る。）

預入先	総額

注意 総額は、償却の区分を記入する。

(2) その他の預金・貯金

預入先	種類	金額
		円

注意 種類の欄には、預入先ごとに種類を記入する。

様式第1号（第4条関係）

6 金銭信託

信託先	種類	元本の総額
		円

注意：種類の欄には、信託先ごとに種類を記入する。

7 有価証券

(1) 国債証券

額面金額の総額
円

(2) 地方債証券

銘柄	額面金額の総額
	円

(3) 社債証券

銘柄	額面金額の総額
	円

(4) 株券

銘柄	株数
	株

様式第1号（第4条関係）

6 金銭信託

信託先	種類	元本の総額
		円

注意：種類の欄には、信託先ごとに種類を記入する。

7 有価証券

(1) 国債証券

額面金額の総額
円

(2) 地方債証券

銘柄	額面金額の総額
	円

(3) 社債証券

銘柄	額面金額の総額
	円

(4) 株券

銘柄	株数
	株

様式第 1 号 (第 4 条関係)

銘柄	額定金額の総額
	円

[illegible]

4) 項目欄には、自動車、船舶、航空機及び美術工芸品の類を記入する。
5) 欄外には、注記の内容を記入する。
(1) 自動車は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。
(2) 船舶は、汽船、帆船等とその他の別を記入する。
(3) 航空機は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。
(4) 美術工芸品は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス等、刀剣及びその他の別を記入する。

様式第1号（第4条関係）

原料	原料金額/品質

[illegible]

1 項目欄には、自動車、船舶、航空機及び美術工芸品の別を記入する。
2 移動年月は、次の内容を記入する。
(1) 自動車は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。
(2) 船舶は、汽船、帆船及びその他の別を記入する。
(3) 航空機は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。
(4) 美術工芸品は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

⑨ 本人が日常生活の用に供しているものを除く数量（取得価額が300,000円以上のものに限る。）

[illegible]

作是

- 1 項目欄には、自走車、船舶、航空機、車両工芸品及びその他の別を記入する。
- 2 種類欄には、次の内容を入力する。
 - (1) 自動車は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。
 - (2) 船舶は、汽船、帆船及びその他の別を記入する。
 - (3) 航空機は、飛行機、宇宙飛行機、滑空機及びその他の別を記入する。
 - (4) 美術工芸品は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。
- (5) その他は、コピー機等の当該品目の名称を記入する。
- 3 取得価額は、価額の区分を入力する。

様式第1号（第4条関係）

9 本人が日常生活の用に供しているものを除く貴重（取得価額が200,000円以上のものに限り。）

[illegible]

注意

- ① 項目欄には、日付、船名、船種、乗客種別、乗客工芸品及びその他の物の別を記入する。
② 積荷欄には、次の内容に記入する。
(a) 自動車は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の車を記入する。
(b) 客船は、汽船、帆船及びその他の船を記入する。
(c) 貨物船は、洋行船、回航貨物船、漁船及びその他の船を記入する。
(d) 支那工芸品は、磁器、漆器、茶、陶器、絹織、漆器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の物を記入する。
(e) その他は、コピー機等の当該船種の名称を記入する。
③ 取得価額は、価額の区分を記入する。

様式第1号（第4条関係）

1.0 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

1.1 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付先	貸付金の総額
	円

1.2 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入元	借入金の総額
	円

1.3 現金（金額が300,000円以上のものに限る。）

総額

注意 総額は、箇額の区分を記入する。

様式第1号（第4条関係）

1.0 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

1.1 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付先	貸付金の総額
	円

1.2 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入元	借入金の総額
	円

1.3 現金（金額が300,000円以上のものに限る。）

総額

注意 総額は、箇額の区分を記入する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

1.3 その社の普通で、金額が300,000円以上のもの（親族間のものを除く。）

内容	金額の区分

1.5 その社の普通で、金額が300,000円以上のもの（親族間のものを除く。）

内容	金額の区分

様式第 1 号（第 4 条関係）

1.4 その社の普通で、金額が300,000円以上のもの（親族間のものを除く。）

内容	金額の区分

1.5 その社の普通で、金額が300,000円以上のもの（親族間のものを除く。）

内容	金額の区分

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

所得等報告書

年 月 日

市長 様

市長 様

市長 様

1. 前年分の所得

区分	所得金額	基因となった事実
事業所得	円	
不動産所得		
利子所得		
配当所得		
給与所得		
雑所得		
譲渡所得		
一時所得		
土地等の事業・雑所得		
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の利子・配当所得		
先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得		

注意 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が1, 0 0 0, 0 0 0円を超えるものについてはその基因となった事実を記入する。

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

所得等報告書

年 月 日

市長 様

市長 様

市長 様

1. 前年分の所得

区分	所得金額	基因となった事実
事業所得	円	
不動産所得		
利子所得		
配当所得		
給与所得		
雑所得		
譲渡所得		
一時所得		
土地等の事業・雑所得		
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の利子・配当所得		
先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得		

注意 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が1, 0 0 0, 0 0 0円を超えるものについてはその基因となった事実を記入する。

様式第2号（第6条関係）

※ 前年中の収入（金額が20,000円未満のものを除く。）

収入の区分	所得	金額
給与		円
配当金		
利子		
賃貸料		
贈与金		
その他		

様式第2号（第6条関係）

※ 前年中の収入（金額が20,000円未満のものを除く。）

収入の区分	所得	金額
給与		円
配当金		
利子		
賃貸料		
贈与金		
その他		

様式第2号（第6条関係）

3 前年中の贈与により取得した財産

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

4 前年中の利益の供与（価額が10,000円未満のものを除く。）

相手方	原因となった事実	価額
		円

注意 贈与、贈与等その他の社会的贈与に該当する贈与で社会通念上相当であると認められるものを除く。

5 前年中のもてなし（価額が50,000円未満のものを除く。）

相手方	原因となった事実	価額
		円

注意 贈与、贈与等その他の社会的贈与に該当するもてなしで社会通念上相当であると認められるものを除く。

様式第2号（第6条関係）

3 前年中の贈与により取得した財産

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

4 前年中の利益の供与（価額が10,000円未満のものを除く。）

相手方	原因となった事実	価額
		円

注意 贈与、贈与等その他の社会的贈与に該当する贈与で社会通念上相当であると認められるものを除く。

5 前年中のもてなし（価額が50,000円未満のものを除く。）

相手方	原因となった事実	価額
		円

注意 贈与、贈与等その他の社会的贈与に該当するもてなしで社会通念上相当であると認められるものを除く。

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

関係会社等報告書

年 月 日

堺市議会議長 様

堺市議会議員

（報告書の提出する関係会社、法人等はここに記入してください）

1 報酬のあるもの

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名

注意

- 4月1日現在の名称等を記入する。
- 会社その他の法人には、法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

関係会社等報告書

年 月 日

堺市議会議長 様

堺市議会議員

1 報酬のあるもの

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名

注意

- 4月1日現在の名称等を記入する。
- 会社その他の法人には、法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

様式第3号（第8条関係）

2 報酬のないもの

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名

注意

- 1 4月1日現在の名称等を入れる。
- 2 会社その他の法人には、法人でない財団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

3 役員が、その職を退いた後の就任に関する契約その他取決め

取決めの相手方	取決めの条件

様式第3号（第8条関係）

2 報酬のないもの

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名

注意

- 1 4月1日現在の名称等を入れる。
- 2 会社その他の法人には、法人でない財団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

3 役員が、その職を退いた後の就任に関する契約その他取決め

取決めの相手方	取決めの条件

様式第4号（第9条関係）

様式第4号（第9条関係）

資産取引報告書

年 月 日

市長 様

市長 様

市長 様

前年の資産の取引（取引価額が300,000円以上のものに限る。）

区分	取引の明細	期日	取引価額
国債証券			
地方債証券			
社債証券			
株 券			
その他の有価証券			
先物商品			
不動産権益			

注記：取引価額は、価額の区分を記入する。

様式第4号（第9条関係）

様式第4号（第9条関係）

資産取引報告書

年 月 日

市長 様

市長 様

市長 様

前年の資産の取引（取引価額が300,000円以上のものに限る。）

区分	取引の明細	期日	取引価額
国債証券			
地方債証券			
社債証券			
株 券			
その他の有価証券			
先物商品			
不動産権益			

注記：取引価額は、価額の区分を記入する。

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

訂正期

年 月 日

堺市議会議長 様

堺市議會議員

（提出書の枚数、提出期日、提出場所を記入してください）

堺市議會議員の協理に附する条例第 7 条第 3 項の規定により、次のとおり訂正します。

訂正する報告書の名称		
訂 正 後 の 書		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 の 原 因		

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

訂正期

年 月 日

堺市議會議長 様

堺市議會議員

堺市議會議員の協理に附する条例第 7 条第 3 項の規定により、次のとおり訂正します。

訂正する報告書の名称		
訂 正 後 の 書		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 の 原 因		

	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(適用区分)</u> <u>2 この規則による改正後の第 1 2 条の規定は、この規則の施行の日以後に提出される資産等報告書等の訂正について適用し、同日前に提出された資産等報告書等の訂正については、なお従前の例による。</u>
--	---